

## 環境保全及び小売流通業に関する表彰制度の概要と本事業におけるインセンティブ（表彰）との連携の可能性について

## ■環境に特化した表彰制度

制度名	主催者	目的	対象者	部門	選考基準	表彰	連携可能性
容器包装 3R 推進環境大臣 賞	環境省	容器包装廃棄物の3Rの推進に資する活動の奨励・普及 容器包装廃棄物の一層推進	事業者 NPO 市民団体 地方公共団体等	地域連携・協働部門 小売店部門 製品部門	—	環境大臣賞	○(小売店部門) ×(評価の対象範囲: 3Rに特化)
地球温暖化防 止活動環境大 臣表彰制度	環境省	地球温暖化防 止に顕著な功 績のあった個 人又は団体に 対しその功績 をたたえる	個人 団体	技術開発・製品化部門 対策技術導入・普及部門 対策活動実践部門 環境教育・普及啓発部門 国際貢献部門	注1) 欄外に記載	環境大臣賞	×(評価の対象範囲: 地球温暖化防止に特化)
地球環境大賞	フジサンケイグループ	産業の発展と 地球環境との 共生	環境保全に 貢献する企 業、団体等	—	1. 経済の発展と地球環境との共生に寄与している 2. 持続可能な社会の実現に向けて高い環境理念や行動計画を有している 3. 独創性、先導性がある 4. 模範となり得る先進的な活動で地球規模の環境保全に貢献している 5. 技術・製品開発で顕著な環境改善効果が期待できる 6. 産学官の連携や異業種間のクラスター化などで主導力を発揮している 7. 地域や社会との環境コミュニケーションの構築に積極的な役割を果たしている	•大賞 •経済産業大臣賞 •環境大臣賞 •文部科学大臣賞 •国土交通大臣賞 •日本経済団体連合会会長賞 •フジサンケイグループ賞	△(小売店も応募可) ×(評価基準は「販売」に特化はない)
エコプロダクツ大賞	エコプロダクツ大賞 推進協議会	エコプロダクツの普及	環境配慮型 製品・サービス	エコプロダクツ部門 エコサービス部門	<審査にあたっての基本的考え方> ・当該エコプロダクツ・エコサービスの導入による環境負荷の低減が明らかなものであること ・事業者や消費者、投資家、市場関係者等による一定の評価が得られているエコプロダ	○エコプロダクツ大賞 ・財務大臣賞 ・厚生労働大臣賞 ・農林水産大臣賞 ・経済産業大臣賞 ・国土交通大臣賞	×(評価対象に「販売」は含まれない)

					<p>・ クツ・エコサービスであること</p> <p>・ 利用しようとする者が国内市場において容易に供給やサービスを受けられるエコプロダクト・エコサービスであること</p> <p>・ 環境教育的效果が認められる等、持続可能な社会づくりへ向けた社会意識の向上に資するエコプロダクト・エコサービスであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境大臣賞</li> <li>○ エコプロダクト大賞 推進協議会特別賞</li> <li>○ エコプロダクト大賞 推進協議会会長賞</li> <li>○ エコプロダクト大賞 推進協議会特別賞</li> <li>○ 審査委員長特別賞</li> </ul>	
グリーン購入大賞	グリーン購入ワーク	グリーン購入の普及	企業、行政、NPO、団体、学校、プロジェクト	大企業部門 中小企業部門 行政部門 民間団体・学校部門 協働プロジェクト	具体的な成果・効果、先進性・独自性、継続性・発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境大臣賞</li> <li>経済産業大臣賞</li> <li>大賞</li> <li>優秀賞</li> <li>審査員奨励賞、</li> <li>審査員特別賞</li> </ul>	△(過去にも小売店の取り組みを表彰した実績あり)

#### 注 1) 地球温暖化防止活動環境大臣表彰制度の審査基準

対象部門	表彰の対象とする功績
①技術開発・製品化部門	省エネ技術、新エネ技術、省エネ製品、省エネ建築のデザイン等、温室効果ガスの排出を低減する技術の開発やその製品化に関する功績。
②対策技術導入・普及部門	コジェネレーション、ヒートポンプ、新エネ製品、省エネ製品、省エネ型新交通システム、省エネ建物等、温室効果ガスの排出を低減する技術や製品の大量導入・先導的導入やその普及啓発に関する功績。
③対策活動実践部門	地球温暖化防止に資するライフスタイル実践活動、地域における効果的な節電に関する実践活動、植林活動等、地球温暖化を防止する活動の実践等に関する功績。
④環境教育・普及啓発部門	地球温暖化について教育資料の開発、情報の提供、学校や市民、企業内における教育活動や普及・啓発等に関する功績。
⑤国際貢献部門	地球温暖化防止に資する技術移転、海外での植林、京都メカニズムの実施あるいは実施に向けた活動等、国際的な地球温暖化防止対策活動に関する功績。

参考)

制度名	主催者	目的	認定の対象者	類型	認定基準	認定	連携可能性
エコマーク	(財)日本環境協会	環境配慮型製品・サービスの認定、普及	製品の製造事業者、サービスの提供事業者	小売店舗（認定基準）	A 店舗に関わる人・企業・他の環境活動の支援・誘導 ・環境配慮商品の販売と購入の促進 ・消費者と取り組む容器包装の使用削減や資源の有効活用 ・消費者参加の環境啓発活動の実施 ・地域への貢献活動 ・メーカー、物流関係者、他との連携 B 店舗のオペレーションによる環境負荷の低減 ・EMS等の構築・推進 ・従業員教育 ・グリーン購入の推進 ・輸配送の効率化 ・店舗から発生する廃棄物の削減 ・店舗から発生する食品廃棄物の削減 ・省エネルギー化の推進	エコマーク商品としての認定	×（評価対象が「販売」だけでなく店舗運営全体も含む）

■小売・流通業に特化した表彰制度

制度名	主催者	目的	対象者	部門	選考基準	表彰	連携可能性
優良経営食料品小売店等表彰制度	財団法人食品流通構造改善促進機構	独自の経営努力によって小売店としての特性を發揮し、経営コストの縮減等の面で優れた経営技術を確立して地域社会の消費者の支持を得ている食料品等小売店や、食品流通の効率化、環境対策、地域活性化等のための共同事業に取り組んでいる組合・商店街等を表彰	食料品小売店	小売業部門 (生鮮食品等小売業、特定加工食品小売業、総合食料品小売業) 組合・商店街部門 (地域の活性化や環境対策などの様々な取り組みを行っている商店街や組合等)	<小売業部門> ・経営方針 ・過去3年間(期)の業績 ・経営戦略の工夫 ・店舗設備上の工夫 ・店舗設備上の工夫 ・財務・人事・労務・情報処理の工夫	・農林水産大臣賞 ・農林水産省総合食料局长賞 ・日本経済新聞社社長賞 ・(財)食品流通構造改善促進機構会長賞	×(食料品小売店以外の小売店が含まれない)
埼玉県優良小売店表彰	埼玉県	・魅力と個性溢れる店づくりや地域活動等を積極的に行っている小売店を表彰 ・県内小売店の活性化意欲の醸成	県内の小売店	なし	魅力的なお店づくりへの取組 ・新商品の開発 ・新サービスの開発 ・商品の新たな販売方法の導入 ・情報化への取り組み ・省エネルギー対策や環境保全対策など、地域環境の保全他 地域活動 ・地域団体活動への積極的参加 ・地域行事への貢献他	知事から表彰	×(対象者が埼玉県に限定) ※同様の表彰が他府県にもある
消費者志向優良企業制度	財団法人日本産業協会	一	小売店、メーカー、個人	・総合表彰 ・分野別表彰(消費者相談、品質・安全、環境、啓発・教育) ・企業活動功労者表彰(個人・グループ)	一	・経済産業大臣賞	×(平成17年以降休止)

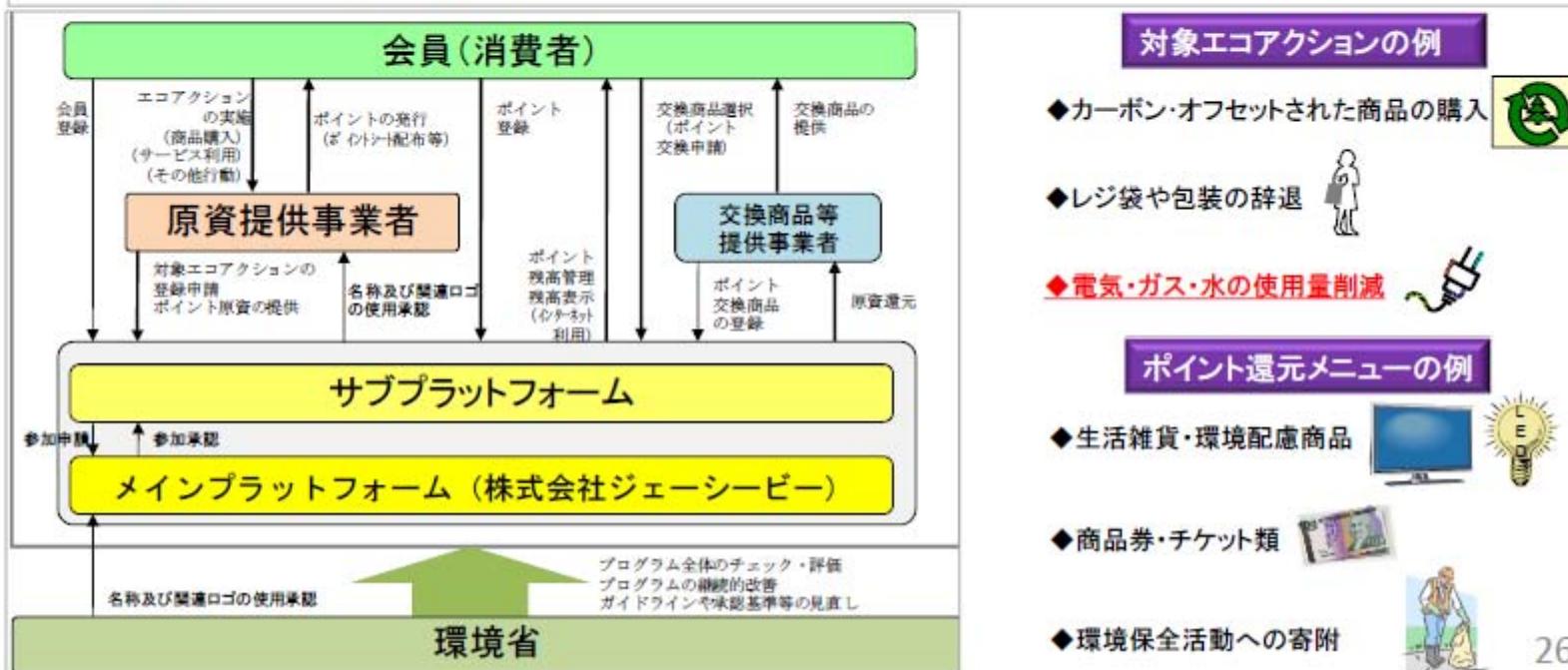
■食品産業に特化した表彰制度

制度名	主催者	目的	対象者	部門	選考基準	表彰	連携可能性
食品産業優良企等表彰制度	財団法人食品産業センター、財団法人食品流通構造改善促進機構	食生活ニーズに対する対応、地域農林水産物の利用促進、食糧資源の効率的利用 他	食品製造業 食品卸売業 小売市場、協同組合 食品の製造・加工・流通に関する団体	食品産業部門 食品流通部門 CSR部門 環境部門 団体部門 マイスター部門	書類審査 (必要に応じて現地審査)	農林水産大臣賞 農林水産省食料産業局長賞 財団法人食品産業センター会長賞 財団法人食品流通構造改善促進機会長賞	××(食料品以外の小売店が含まれない)

## 環境配慮製品・サービスについて⑧(エコアクションポイント)

国民一人ひとりの環境配慮行動（エコアクション）に経済的インセンティブを付与する取組を進めるため、環境省が平成20～22年度にモデル事業を実施したポイントプログラム。環境配慮型の商品・サービスの購入・利用等の環境配慮行動を行った場合に、様々な商品等に交換できるポイントが貯まるもので、全国のあらゆる業種・業態の事業者が参加できる仕組みが構築されている。永続的な取組とするため、ポイント原資を参加事業者自らが支出する仕組みとしている。

平成22年度末時点で、参加会員数約30万人・参加事業者数約60社・累積発行ポイント数約1.5億ポイントに達し、平成23年度からは民間事業者が運営主体となって実施している。環境省は、プログラムの信頼性及び公平性を確保するため、プログラムの運用状況のチェック・評価や、必要に応じてガイドライン等の見直しを行っている。



出典：市場のグリーン化に関する施策の現状（環境省 平成24年1月）

